

# 公益財団法人 星総合病院 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日 までの3年間

## 2. 内容

目標1 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度及び経済的支援のための制度について、全職員への周知を行う。

<対策>

平成27年4月～ 周知のための方法・内容の検討を行う

平成27年8月～ 職員への周知を実施

目標2 男性職員が看護休暇を取得しやすい環境を整える。

<対策>

平成27年7月～ 男性も看護休暇を取得できることを周知するため、管理監督職を対象とした研修の実施

平成27年10月～ 一般職員へ院内回覧等で周知を行う

目標3 第2子以降の出産時に男性職員が育児休業取得しやすい環境を整える。

<対策>

平成27年9月～ 周知に向けて具体的内容の検討

平成28年4月～ 管理監督職研修や社内広報誌などで職員への周知を行う

目標4 セカンドライフ準備休暇実施に伴い有給休暇の取得を促進する。

<対策>

平成27年6月～ 職員へ有給休暇取得のための研修を実施

平成27年7月～ 管理監督職研修や院内回覧などで職員への周知を行う

目標5 子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることが出来る職員の子供向けキッズツアーを毎年実施する。

<対策>

平成27年6月～ 実施に向けて検討開始

平成27年7月～ 職員ホームページ、院内回覧でキッズツアー実施の告知を行う

平成27年8月～ キッズツアーの実施、参加者のアンケートを基に次回に向けて内容検討を行う

目標6 長期休暇中の学童保育を開始する。

<対策>

平成27年4月～ 学童保育開始のための検討を行う

平成27年6月～ 学童保育申込み受け付け開始

平成27年7月～ 学童保育の開始